

第4回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会 会議結果報告書

開催日時	平成18年1月22日(日曜日)午前10時～午後1時30分					
開催場所	宮城県古川合同庁舎 大会議室					
委員の出欠	委員長 (古川市議会議員)	佐藤昭一		委員 (三本木町在宅介護支援センター運営協議会会長)	熊谷和士	
出席者	副委員長 (岩出山町民生児童委員協議会副会長)	中川矩雄		委員 (ケアプランニングおおさき所長)	斉藤優子	
欠席者	副委員長 (協議会委員)	寺澤道子		委員 (田尻福祉会施設長兼管理者)	関文郎	
	委員 (放送大学客員教授)	西郡光昭		委員 (鹿島台町社会福祉協議会敬風園総合施設長)	栗田定夫	-
	委員 (松山町議会議員)	只埜涉		委員 (古川市被保険者)	鹿野文男	
	委員 (三本木町議会議員)	高橋憲明		委員 (松山町被保険者)	櫻井睦子	
	委員 (鹿島台町議会議員)	中野繁		委員 (三本木町被保険者)	及川みや子	
	委員 (岩出山町議会議員)	笠原校蔵		委員 (鹿島台町被保険者)	戸松ユキ	
	委員 (鳴子町議会議員)	中鉢和三郎		委員 (岩出山町被保険者)	石森時江	
	委員 (田尻町議会議員)	菊地正芳		委員 (鳴子町被保険者)	藤田謹一	
	委員 (古川市医師会理事)	浅野昭一		委員 (田尻町被保険者)	蕪木隆雄	
	委員 (玉巻町医師会理事)	遊佐幸暁	-	委員 (宮城県大崎保健福祉事務所地域保健福祉部次長)	岡田瑞明	
	委員 (遠田郡医師会理事)	天野克彦	-	委員 (協議会委員(古川市住民代表))	米城夏江	
	委員 (大崎歯科医師会専務理事)	野村俊彦		委員 (協議会委員(松山町住民代表))	丸一男	-
	委員 (大崎薬剤師会副会長)	佐々木浩司		委員 (協議会委員(鹿島台町住民代表))	阿部雅良	
	委員 (松山町保健推進会会長)	尾口淳子		委員 (協議会委員(岩出山町住民代表))	佐藤技	
	委員 (三本木町健康づくり推進協議会副会長)	岩淵仁寿		委員 (協議会委員(鳴子町住民代表))	吉田惇一	
	委員 (鳴子町食生活改善推進会副会長)	中村秀子		委員 (協議会委員(田尻町住民代表))	石澤京子	
	委員 (古川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長)	菅股彰信		出席者33名・欠席者4名		
事務局	事務局長 佐藤吉昭, 事務局次長 千葉義明 調整2班長 中鉢正志, 調整班員 平澤隆					
その他	保健福祉部会 石ヶ森勉部会長他7名, 介護保険分科会 鈴木安雄分科会長他9名 ㈱ワイズマンコンサルティング 西館和則					
傍聴者	一般6名 ・ 報道関係1名(1社)					
委員長の署名						

会議次第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
 - (2) 次回会議の開催について
 - (3) その他
- 4 閉会あいさつ
- 5 閉会

議事の概要

- 1 開会
- 2 開会あいさつ

佐藤昭一委員長：おはようございます。年が明けてから、早くも22日目を迎えました。昨年来、大変な寒波が押し寄せてきていますが、今日は春を思わせるような天気です。気候だけではなく、いろいろな意味での春の訪れが待ち遠しく、合併という春を迎えたいと思います。合併まで約2か月となりましたが、準備段階として事務局あるいはそれぞれの市町でも体制づくりに取り組んでいることかと思えます。

合併協議会において、小委員会については、この小委員会と病院の小委員会を残すのみとなりました。そういう意味では、結論を急がなければなりません。

今回の第4回の小委員会では、前回課題となったことを含め、皆さんに大きな負担となる介護保険料の設定と、残りの5章から7章までの中身についての検討を委員の皆様をお願いいたしまして、開会のあいさつに代えさせていただきたいと思えます。

3 協議事項

佐藤昭一委員長：しばしの間、議長を務めさせていただきます。今日の協議事項は、資料にある通り、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、次回の会議の開催についてとなります。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、前回の課題となっていたアンケートの問題と3章の抜けていた部分、4章の介護保険料について、それから5章から7章と区分けできますが、進め方としては、最初に前回の委員会において西郡委員から指摘があり、正副委員長を含めて討議するという事になっていたアンケートの関係について事務局から報告していただきます。

その後、3章の残り分と4章についてまとめて討議し、それが終わった後に5章から7章についてご討議いただくということになります。このような進行でよろしいでしょうか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：それではそのように進めさせていただきます。それでは、アンケートの扱いについて、部会長よろしくをお願いします。

石ヶ森部会長：おはようございます。正副委員長、西郡委員との間で相談して皆さんにご提示すると申し上げたアンケートですが、事務局の諸般の事情によりなかなか作業が進みませんでした。正副委員長および西郡委員にはその旨了解を得ておりますが、もう少しお時間をいただきたいと思います。おそらく次回あたりにはご提示できるかと考えています。その旨、お詫び申し上げますとともにお願い申し上げます。

佐藤昭一委員長：アンケートの扱いについて部会長から説明がありました。まだ準備が進んでいないということで、次回提示をしたいということですがよろしいでしょうか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：それでは、残っていた3章の4の地域支援事業の利用見込み量と確保のための方策と前回説明だけにとどめました4章について、改めて事務局から説明をしていただきます。その後、討議に移りたいと思います。

鈴木分科会長：事務局からのお願いということで、3章の4の地域支援事業については、5章から7章を含め、分けてご説明させていただくということをお諮りしたいと思います。

また、3章と4章の前回お出ししている部分について、修正が生じたところを中心に、先にご説明したいと思いますますがよろしいでしょうか。

全 員：了

(鈴木分科会長：3章と4章について説明)

佐藤昭一委員長：今日配布のあった修正部分についてでしたが、それでは一つずつ見ていきたいと思います。まず、48ページの夜間対応型訪問介護のサービス見込み量及び63ページの介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み量ですが、これについては古川の4地区は数字が入っていたのですが、松山地区以下、田尻地区まで数字がゼロでした。これにより、市民の皆さんから不安感や疑問が寄せられるのではないかという意見が前回の委員会で各委員から出されました。そのため、数字を入れて見込み量を示すということで、実際に試算した結果、見込まれる数字が入ったということになります。

ここを確認したいと思いますますが、この2つの見込み量についてはよろしいですか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：次に要介護認定と保険給付の関係ですが、割合について、要介護1は40%、要支援2は60%になったということです。これについては、国の方のモデル事業の結果等を踏まえたといことですが、よろしいでしょうか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：3章の4、追加の部分の説明についてはどうなりますか。

鈴木分科会長：3章の4については、5章から7章と一緒にご説明するという事を考えています。

佐藤昭一委員長：3章の4の地域支援事業の利用見込み量と確保のための方策については、5章以下のところと関連するという事で、その際改めて説明いただくということにします。

次に、4章について皆さんの方からご意見を伺いたしたいと思います。4章は、前回説明だけにとどめていた介護サービスの事業費及び介護保険料の部分ですが、住民が保険料を負担する、住民から保険料を徴収するという事で、非常に大きな課題となる所です。さきほど事務局から説明があったように、見込み量の数値が改めて入ったことなどにより、改めて試算をした結果、前回提示した保険料3,674円に16円加わり3,690円となりました。

この保険料の試算についても確認していただいたうえで、介護給付費準備基金をどれくらい取り崩して、最終的に介護保険料をいくらに設定するかということをお今日の小委員会で確認していただきたいと思ひます。

なぜ今日の小委員会で保険料の確認をしなければならないかということについては、今後の合併協議会の作業等の関係からです。これについて、事務局から説明していただきたいと思ひます。

千葉次長：まず、小委員会と協議会の考え方ですが、この小委員会については介護保険と高齢者の各事業関係の計画策定の付託をされています。

手順としては、小委員会において計画を策定し、それを協議会に計画を答申し、協議会で確認して最終的に大崎市の計画となります。今後の小委員会の開催予定からすると、次回の小委員会を2月の中旬以降開催して計画が最終的に決定すると、その決定された計画を協議会に対して報告することになるわけですが、次回の協議会が2月の末に開催される予定であることから、協議会での計画の最終的な承認は2月末ということになります。そうすると、今検討いただいている介護保険料などについても、2月末でなければ具体的な数値は定まらないということになります。

しかし、新市を迎えるにあたり、介護保険料の具体的な数値や介護保険料に影響を与える国民健康保険の2号被保険者に係る保険料等についても具体的な数値が2月末で決

定するという事になると、住民の方に対して説明する期間や広報等への掲載、介護保険システムにおける数値の入れ替えなどに影響が出るということになります。

こうした中で、次の協議会である来週の1月28日の協議会に保険料の数値だけの部分を事務方の方から先行的に説明することにより、保険料の部分については1月28日の協議会で決定したいということから、新市大崎市の保険料は今日の小委員会において具体的な数値を確定していただきたいということになりました。それにより、住民の方に対して説明や介護保険システムにおける数値の導入を1月の末から2月にかけて対応できるということになり、時間的な余裕を確保できると事務局では考えています。

ですから、この第4回小委員会において保険料について確認いただきたいということと、確定した保険料を1月28日の協議会において事務方より提案して先行的に決めていただくという段取りについて、ご理解いただきたいと思えます。

佐藤昭一委員長：次長からお話のあったように、今後の住民説明や介護保険システムの準備のために、今日の小委員会で決定していただき、その部分だけ1月28日の協議会で確認し、最終決定するという事です。準備期間の関係でそうせざるを得ないということですが、ご理解いただいたでしょうか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：ご理解いただいたということで、第4章についてご意見をお出しいただきたいと思えます。まず、事業費の総給付費については、3章の見込み量を含めてのものですがこれについてはよろしいですか。ここが確定した上で、第1号被保険者の19%の負担率によって、保険料が決まるということになります。よろしいでしょうか。

中鉢委員：78ページの標準給付費見込み額について、前回いただいた資料には特定入所者介護サービス費等給付額が入ってなかったのですが、この部分の変更についてご説明をお願いします。

鈴木分科会長：説明が欠けてしまい、大変申し訳ありませんでした。特定入所者介護サービス費当給付費についてですが、10月からの介護保険法の改正に伴い、これまで保険で給付されていた施設に入所されている方の居住費・食費やデイサービス等の食費が自己負担となりました。

しかし、低所得の方については自己負担にすると大変になるということで、その方については一部を保険の方から給付することとなり、低所得に対する給付分として今回こちらに計上しました。

昨年の10月から開始したということから、前回12月4日の委員会の時点ではまだ実績が出ていなかったため、このあたりをお示しする状況になかったため入れてありませんでした。12月中旬頃に国保連合会から実績が来ましたので、1か月ではありますが、その実績を踏まえて今回見込みを計上した次第です。

中鉢委員：了解ですが、時間がない中で走りながら考えているということは重々理解しています。ですが、金額は分からなくても項目は書いておいていただけないと、このように次々と新しいことが追加されてくる状況では我々も考えたことが変わってしまいます。今後このようなことがないようにぜひよろしくお願い致します。

佐藤昭一委員長：これからの追加はないと思えます。他にご意見はありますか。

鹿野委員：介護給付費準備基金ですが、基金に組み込まれてくる部分、それから基金の使い道についてお聞かせください。

鈴木分科会長：基金についてですが、まず介護保険の事業計画は3年ごとに見直しをされます。そこで、見込み量に基づいて3年間の第1号被保険者の保険料を設定します。

実際に運営していく中では、その保険料としていただいたお金と計画通りに給付が一致すれば差し引きゼロということになります。しかし、いただいた保険料よりも給付が少なければ剰余金が出て基金として積み立てられますし、足りなければその基金を使うということになります。

具体的には、3年間を通してということになると、1年目、2年目、3年目と経過するにつれて給付費は大きくなります。3年間の平均で保険料をいただいていますので、

1年目では剰余金が出て、2年目はプラスマイナスゼロ、3年目で1年目の剰余金をつぎ込むことにより、3年間でゼロになるというのが理想です。今までの少し残ってしまった結果が基金となっています。

佐藤昭一委員長：3年間の標準給付費を各サービスで定めたいので、見込み量の試算をします。3年間ですので、1年目では若干余り、2年目では収支が合う、3年目では1年目で余った部分を使うことにより、3年間を通してちょうど収支が合うということになります。

結果的に残額としてあるのは、6億6千万余りのお金です。今回、それをどれだけ取り崩し、新たに試算された3,690円という月額保険料をどれだけ下げかをこの場で決めなければならないということです。ですから、まず標準給付費見込み額の確認をしたうえで、さらに基金をどれだけ取り崩すことが可能なかという関係の中で介護保険料を確認するという議論になるかと思えます。

標準給付費見込み額については3章で確認しましたが、それについてはよろしいでしょうか。見込みですし、今回は法改正があり、新たなサービスもさまざま入ってきているため、不確定なところはどうしてもあると思いますが、現段階での見込みということで確認してよろしいでしょうか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：標準給付費の見込みについては良いということで、確認したいと思えます。そうすると、基金をどのくらい取り崩すことが可能なか、これにより保険料がいくらに下げられるかという議論になりますが、ご意見、ご質問等はありませんか。

蕪木委員：合併して保険料は同じということになり、大きく上がるのでは住民にとってはマイナス部分になると思えます。

若干取り崩しても、当初の3年間は大きな変動のないような保険料にさせていただきたいと思えます。例えば、田尻町でいえば、約2,800円いただいていたものが、1,000円上がるというのはどうか思えます。

佐藤昭一委員長：1市6町の現在の介護保険料では、1番高いところが鳴子の3,180円、低いのが鹿島台の2,500円、低いところから比べて大きな変動がないようにという意見が出されました。それを含めて皆さんに協議していただきたいと思えます。

そこで、私の方から事務局に質問しますが、17年の段階での基金の残額は6億6,800万円ほどです。これから3年間、介護保険を安定して運営するにあたり、基金を最低どれくらい持っていなければならないのかをお尋ねしたいと思えます。安定した介護保険運営のためにはいくら必要なかを事務局から提示していただいたうえで、蕪木委員の意見にもあったように、1,000円上がるといった大きな変動は避けたいということを踏まえて、皆さんから意見を伺っていききたいと思えます。

石ヶ森部会長：今回は前回と違い、法改正によりいろいろな項目が入ってきました。さきほどの食費の関係や地域支援事業などがそうです。さらに第1号被保険者の負担割合が18%から19%へと上がりました。1%上がることにより、保険料に200円ほどの跳ね返りが出てくると試算されます。

そこを踏まえ、基金は6億6,800万円ほどあるわけですが、我々事務局の側からすれば3年間で給付費は月平均で6億円ほどかかるということや、医療保険とは違って突然病気が流行することなどで一気に給付が増えるということは想像できませんが、災害により減免をしたり、施設が急に多く使われたりするなどの不測の事態が生じた場合に基金を当てなければならないことを想定すると、事務局側からすれば基金の約半分は保持しておきたいという考え方を持っています。

佐藤昭一委員長：私が新聞報道で見たのは仙台市の保険料でしたが、住民説明会などが行われているようで、現在の3,422円の保険料が今回は20%ほどの707円上げて4,129円となっていました。

また、今説明がありましたように、第1号被保険者の負担割合が19%へと従来よりも1%上がり、この1%の負担増分だけでも200円相当の保険料のアップをしなければならないようです。国民健康保険にも基金がありますが、インフルエンザやウイルスが急

に流行すると給付が急激に増えるため、基金を相当分確保していなければなりません。

介護保険ではあまりそういった大きな変動を伴うことはないようですが、災害などで保険料を減免する、あるいは施設利用が増えるなどの変動はあるようです。それらを加味すると、部会長からは、半分くらいは取っておきたいという意向が示されました。そこから換算すれば、取崩しの検討資料からおおよその数値は分かるだろうと思います。このようなことを踏まえて、皆さんからご意見を出していただきたいと思います。

只野委員：前回配布の資料から、基金の積み立てですが、鳴子町の1,400万円の借り入れ返還予定の件、基金の過不足の問題について説明願います。それから、蕪木委員からもお話がありましたように、松山町は2,530円の介護保険料でやっていますが、そのなかで介護サービスをできるだけ使わないように努力した結果、この積立金の残高があるわけです。

したがって、保険料が3,690円ということになり1,000円以上のアップとなれば、大変説明しづらいところがあります。基金の半分くらいは残しておかなければいけないという説明がありましたが、ある程度ハザードをみて見込んだと思いますので、基金は半分以下にしてでも、理解いただけるような金額にできないものかと思います。そのあたりのお考えを聞きたいと思います。

佐藤昭一委員長：まず、鳴子町の借入金1,400万円については81ページにあります。財政安定化基金拠出金償還金ということで3年間の合計で1,400万円として、保険料の算出には、いわば経費としてきちんと組み込まれており、3年間で支払うということになります。

基金をどれくらい取り崩すかについては、事務局からはさきほどの理由などから半分くらいは残したいという意向はあるようですが、それも含めて皆さんの方でご判断ください。事務局の意向は絶対的なものではなく、それを参考にさせていただくというものですので、どんどん意見を出してください。

只野委員：鳴子町の借入金については返還予定ということになっていましたが、説明をお聞きすると、大崎市となってからの介護保険料自体が上がるということになるわけです。そうすると、大崎市で出すということを理解しなければなりません。また、今ここで金額をいくりにするというのは出づらいい面もあります。基金は最低半分ほど必要、しかし、試算する時点においては危険度をみた試算ではないかと思います。

見込みですから、ハザードをみながら考えた数字ではないかと思いますので、そう考えても半分くらい取っておかなければならないのでしょうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。できれば、考える一番少ない金額がいいのではないかと思います。

石ヶ森部会長：1,400万円については、委員がおっしゃったように大崎市で償還していかなければなりません。今お借りしているお金については、次の時期に3年間または一括でお返しするということになっています。また、基金の関係ですが、さきほどからご説明申し上げているように若干見込みが多いかもしれませんが、1年目で余りが出て、2年目でプラスマイナスゼロ、3年目でマイナスになって1年目のプラスを充当して収支が合うという考えも加味したものです。

本来は基金が余るということは想定していません。ただし、給付が少なければ、余ったお金は基金に積み立てられるということになります。また、逆に足りなくなれば県の方から借りるということになるかと思いますが、できればそうしたくないということで基金を見込んでいます。

もし第3期に基金が余れば、第4期に介護保険料を低くするために活用されます。実際には先ほど申し上げたように、不測の事態に備えるための基金です。ゼロで出発しなければならぬと委員会でご決定されれば、それはそれで構いませんが、不安定な状況で出発しなければならぬとも言えるかと思います。

鹿野委員：保険料の収納率の問題ですが、96%という収納率について何か改善策をとって0.5%でもそれをアップさせればいくらかでも保険料が低くなるのではないのでしょうか。今までの経緯で96%にされたとは思いますが、そのあたりのご説明をお願いいたします。

石ヶ森部会長：保険料については本来であれば、年金から天引きになり、特別徴収の場合については100%になります。ただし、それ以外の普通徴収分がありますので、今回の見込みは

96%という数字になっています。前回ご説明申しあげたつもりですか、やはり最も人口の多い古川が率を下げる要因になるかと思えます。前に栗田委員からもご指摘が出ていましたが、収納率を単に上げるのも怖い面がありますので、96%くらいが平均になると思えます。

西郡委員：介護給付の関係でお尋ねしたいのですが、新しい介護予防サービスの財源はすべて介護保険の中からののでしょうか。というのは、一般財源でこの財源を認められるといった項目などは示されていないのでしょうか。国では、そういう議論をしていないのですか。

鈴木分科会長：これまでは要支援についても介護サービスに含まれていましたが、18年度以降は法改正によって、要支援1、要支援2の方は、介護予防サービスの方に分類されます。ただし財源としては前と同じで、一般財源を見込むということは特に示されていません。

佐藤昭一委員長：77ページとの関係になりますが、介護予防事業費についてはどうですか。

鈴木分科会長：77ページの地域支援事業の中にも介護予防事業費と出てきています。名称が紛らわしいのですが、これは地域支援事業費ということで、介護サービス費と介護予防サービス費を合わせた費用である介護費用に対して、平成18年度は2%、19年度は2.3%、20年度は3%という割合が上限として決まっています。

介護予防事業は介護の給付とは別の事業である地域支援事業として実施される事業となります。こちらについては、これで足りなければ一般財源を投入することは可能となっています。

西郡委員：今の説明で分かりましたが、今までの老人保健事業は一般財源でやってきました。今回介護サービスが新しくなりますが、今の内容を確認すれば、旧来の老人保健事業と、新しい介護保険の介護サービスと連携をとらなければならないことが増えてくると思えます。それが、片方は介護保険の給付で、従来の老人保健事業は一般財源ということになると、スムーズな連携が果たして可能なのかという疑問を持たざるを得ません。

特に、介護予防サービスというのは80ページでも件数、予算が増えています。チェックして運営する母体がどこかは分かりませんが、給付が増えれば抑制にかかるだろうと思えます。つまり、介護保険事業はブレーキをかけられる可能性があるわけです。私が考える介護予防事業とは、市町村が最も特徴的に力を発揮できる事業だと考えています。それが頭ごしにブレーキをかけられれば、地域特性もなくなってしまいます。もともと保健事業ですから、全国一律にやっているわけです。

地域に密着して行わなければならない介護予防事業が予算によって動きがとれなくなるのではないのでしょうか。これは事務局に言っても仕方がない話ですが、こういう制度の矛盾を感じ、何か知恵を絞るべきと考え、お尋ねとご意見を申し上げました。

佐藤昭一委員長：第5章において、今、西郡委員からお話のありました高齢者保健福祉サービスの事業の見込みが示されています。これは一般財源でそれぞれ行うことになっており、ここに市町村の特色が現れることとなります。それとの介護保険との関係についての質問が出されたわけですが、制度的な問題であり、私たちでは致し方のない部分もあります。

鈴木分科会長：西郡委員のご意見を伺い、ごもっともであるという感があります。介護予防の部分では、要支援の方については介護保険の中でみることになりました。今までデイサービスなどにおいて、本来はプログラムが違うと思うのですが、要支援の方、要介護の方に対し、現行では似たようなプログラムを実施していました。はっきりと目的が違うプログラムでやっているところもあると思えますが、同じような形でやっているところもあり、はっきりしたものがなかったように思います。

今回、予防サービスということで分けられたことによって、予防は介護とは違うプログラムを進めるということが示され、西郡委員のおっしゃるような今後非常に重要な部分になると思えます。介護の方に行かなくなったり、ケアを続けることによって要介護から自立の方に向かうといった方が今後出てくることを期待しています。そういうことにお金が使えらるのであれば非常にいいことであると思えますが、我々が今回算定するにあたり、過去の要支援の方、要介護1の方を割り振りして事務的に出さざるを得ないという辛い部分がありました。難しい部分がありますが、ご意見を出していただいたとい

うことで、そのあたりも考えていかなければならないと思います。

佐藤昭一委員長：他に意見はありますか。

中鉢委員：地域支援事業費ですが、3年間で5億3,600万円ほど見込んでいることになりませんが、これは過去の老人保健事業や介護予防地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業などが改変されてこの事業に1本化されるわけです。以前の3つの事業のときの事業費の総額と今後3年間の事業費の総額がどのように違うのか、そのあたりの説明もなかったように思います。介護保険でみる部分は5億3,600万円ですが、それ以外の一般財源の部分がどれくらいあるのか、そのあたりの考え方はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

鈴木分科会長：78ページの地域支援事業費についてご説明しますが、地域支援事業の割合については総給付費のこの割合を上限とするということが決まっています。それ以上事業が行われても交付金の対象とはならず、あとは各市町の独自のやり方に基づき一般財源を使って実施するということになります。

中鉢委員：介護保険事業の範囲ではここまでで、それも加味して保険料を決めるという図式であることは分かります。トータルの事業規模、あるいは事業内容が、この枠の中で縮小するようなことがあっては困ると思います。ですから、介護保険でみるいわば1階の部分に加え、2階部分の一般財源によってこれまでやってきたことはしっかりやる、むしろそれ以上やるというようなことが実際にあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

石ヶ森部会長：大変答えづらいところで、予算の関係ということになります。上限は今お示した金額で、あとは一般財源となります。合併協議の中で様々な論議をして、今までやっていないところで事業を実施したり、その形を変えてやることにより、おそらく一般財源の持ち出しというのは前よりも少し増えるかと思っています。

ただ私の頭の中での計算ですので、大崎市となったときの予算で100%認めていただけるかどうかは分かりませんが、我々の方で努力したいと思います。

中鉢委員：また、5章以降に書いてあるのは、ここでいう地域支援事業費の総額でできる範囲のことなのではないでしょうか。あるいは、一般財源を含めた数字で、ここでそれをやらなければならないということを書いた数字なのではないでしょうか。

佐藤昭一委員長：地域支援事業との関係もありますが、主に5章の関係になりますのでお答えはまた後でということにしたいと思います。

中野委員：保険料ですが、80ページの介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、この2つを設定するということは進行を遅らせるという前提のもとで策定していると思います。

また、先ほどの収納率96%ですが、これは行政として納税等についてもすべて96%の査定で行っており、私から言わせればそれは怠慢だと思います。集めようとする意志があるのかないのか、目標値をそこにしか設定していません。100%集めて当たり前の話がなぜ96%なのでしょう。

理由としては、第一に、集められない可能性があるから、次に、集めようという努力目標がないからだだと思いますが、それは行政の怠慢です。まじめに納めている人のことを思えば、納めていない人に了解を得ながら説得して徴収するということが必要です。自分たちで目標値を定めたからここまでいいという甘えがあるのではないのでしょうか。古川は人口が多いから集められないという考えはおかしいと思います。

私たちから言わせれば、できるだけ低い金額で抑えてほしいという希望があります。それに対して介護サービスや予防サービスをするという設定のもとで試算しているにもかかわらず、平均値は全部上がっているわけです。その設定の仕方に問題はないのかという疑問もあります。

佐藤昭一委員長：ご意見とともに具体的な金額も出していただければ有り難かったです。保険料を下げるということであれば意見を出していただき、それを皆さんにお諮りしたいと思います。例えば、基金を1億くらい残し、その他のすべての基金は保険料を低くするために使うなど、そういう意見があれば出していただきたいと思います。ここではそれらの意見を出していただいて、まとめるという作業だろうと思います。

中野委員：では、私はここに出ている3,100円以内に設定いただきたいと思います。

佐藤昭一委員長：3,100円以内というご意見を出していただきました。また、最初のご発言の進行を遅らせるという話については前回p.38で自然体と介護予防後の認定者の推計ということで説明がありました。この通り行くかどうかはわかりませんが、一応、介護予防の効果を含めて見込みをした結果、このような推計値となっています。また、収納率に関しては怠慢ではないかという厳しいご意見もありましたが、この件についてお答えいただきたいと思います。

石ヶ森部会長：確かに怠慢と言われれば返す言葉はないということになってしまいます。ただ、一生懸命努力していることだけはお認めいただきたいと思います。目標を96%に設定しているからといって、それ以上努力しないということではありません。

なお、納めない方に対しては、給付制限というペナルティーを科すことになっています。古川市の場合では、給付の制限委員会を設けてそこに担当課長たちが入り、給付制限に向けての討議をしています。実質的には難しいだろうと思います。実際に介護を受けている場合には、介護サービスを止めるというわけにはいきません。しかし、そういう場を設定してきちんと論議をするという形はとっています。

給付制限の場合は、一度すべて納めていただいたうえで、残りの9割をお返しするというペナルティーもあります。また、3割負担のペナルティーも設けられています。きちんと納めている方には申し訳ありませんので、そういう制限も設けるといことはさせていただいております。ただし、実際に実施したかといえ、当古川市においてはありませんでしたということになりますが、抑止力として掲げてあります。

中野委員：今の説明ですと担当の課長さんたちによるペナルティーを科すためのシステムがあるということですが、実際に実施した例はないようです。行政の方々のそういう委員会というのは、私は無意味だと思います。

介護というのは住民が率先して自分たちのことを考えて行動するというので、行政はそれをただ手助けするという立場だと思います。ですから、そういった検討委員会は住民代表を5割以上組み込まなければ実際の拘束力はないと思います。お役所仕事では困るわけで、そういう決まりがあるならきちんとした形で返してもらわなければなりません。そのあたり、どういうことなのか再度ご説明いただきたいと思います。

石ヶ森部会長：現実問題として、なぜそういう検討委員会を内部でやっているかということ、プライバシーの問題があるからです。名前を公表しながらやっていきますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。なお、これらについては、これから大崎市となれば、もちろん保険者も大崎市となるわけですからその中で検討していくことになると思います。

佐藤昭一委員長：努力をしなければならぬとお話がありましたように、今後とも収納率アップのために努力していただきたいと思います。ただ96%としたのは、実績が平均的にそういう数値になっているということで、安全率を踏まえて実質的な数値を設定したということです。安易に96%と設定したわけではないということをご理解いただきたいと思います。

蕪木委員：松山の委員さんの発言もあったように、一気に1,000円も上がるというのは、合併前の住民感情を考えれば、それを逆なでするようなことも考えられます。給付実績も踏まえ、3年間でマイナスとなっても一時借入れをしてそこをしのぐというのでもいいのではないのでしょうか。

本来は皆さんからもっといただかなくてはならなかった保険料ですが、それでは高いということであの金額に下げたということであれば、次の保険料は高くなっても、私は住民の方々は納得するのではなからうかと思えます。

佐藤昭一委員長：具体的な保険料の数字はいかがでしょうか。

蕪木委員：3,000円から3,100円という話が出ていましたので、そのあたりを基準にして考えてはいかがでしょうか。

野村委員：単純な疑問ですが、保険料を考えていて確認したいことがありました。総額の金額が出

ていますが、考え方としては、介護保険制度が変わり介護予防サービスが導入されるに伴い、総額約7億円が今までより余計かかりますということではないのでしょうか。そのため、保険料がどうしても上がってしまうという単純な図式ではないのですか。それがもし正しいとすれば、介護予防サービスの導入で今回はお金がかかりますが、将来的な介護保険を考えたときに、長期的な介護保険の費用を極力少なくするための予防サービスですから、今回はある程度費用がかかるのは仕方がないのかなと思います。

私自身も保険料は安いに越したことはないと思いますが、やはりどうしても上げざるを得ないと思います。住民に、合併したことによって保険料が高くなったと受け取られないように、そのあたりの事情を住民に説明して理解を図る必要があるだろうと思います。

また、単純な疑問ですが、基金の残高を使うということですが、基金の残高とは介護保険の運用をやってきて余ったお金を積み立てたお金ということでしょうか。そうであれば、内訳をみると古川市の基金は総額の約6億6千万円のうち約5億円ということになります。約5億を古川が持ってきて、残りの1億数千万円を他の町が持ち寄ってやるということになります。他の町の皆さんも努力して低い保険料でやってきたと思いますが、そのあたりのところも明らかにしていけないと思います。古川市の住民感情からすれば、我々は5億円も出しているというところもあるかもしれません。住民割したとしても大きい額ではないかと思えます。

佐藤昭一委員長：介護予防が加わったから保険料が高くなるという単純な図式でいいのではというお話ですが、そのあたりの説明をお願いします。

鈴木分科会長：80ページに掲載している予防サービスについては、法改正により新たに入ってきたサービスではありますが、これまでは要支援の方々について予防給付と呼んでいたものが今回変わったものと考えていただいて構いません。保険料が上がる新たな要因となるものについて言えば、p.78に地域支援事業がありますが、これが今までにはない新たに加わった介護予防事業ということになります。この地域支援事業は保険料を上げる要因になると言えると思います。また、地域密着型サービスも出てきましたので、この見込みも要因と言えるかと思えます

野村委員：それでは私の考え違いということになります。それでは、1億4,000万円が新たに加わり、あとは単純に需要が多いからこれだけ保険料がかかるということになるわけですね。

佐藤昭一委員長：介護保険がスタートしたのは平成12年でしたが、そのときの1市6町の給付費は約30億円で、それが16年には倍の60億円となりました。今回の計画のp.78にあるように、18年には70億、20年には76億円です。制度が変わらなくても、介護保険を利用する人はどんどん増えているということです。高齢化率が高くなる、また、今まで利用しなかった方も介護保険が浸透したことにより利用するなど、そのような状況が総給付費の大幅かつ急激な伸びにつながっていると言えます。

したがって、保険料は全国的にアップしなければならないということになります。ここで皆さんにご確認いただきたいのは、今回の保険料のアップは、合併に伴ってのみ上がるということではないということです。合併しなかったとしても1市6町それぞれの保険料は大幅に上がっていたはずですが、今は大崎市の介護保険料をどうするかという枠組みになっているため、ひとまとめにしてご議論いただいています。住民の方々にとっては、合併したからこれだけアップするのかという受け止め方は当然あるでしょうが、少なくともこの委員会の皆さんには、保険料を決めるにあたって、そうではないということをご理解いただきたいと思えます。

先ほど、18%から19%に1号被保険者の負担が上がただけでも、200円ほどは必然的にアップするという話がありました。それに加え、介護保険始まって以来の給付費の増大もあります。それを被保険者で割れば、当然保険料は上がるということをご理解いただいた上で、基金をいくら取り崩せばよいか、すべてを加味した中でご検討いただきたいと思えます。また、野村委員から質問のあった点に補足する必要があるれば事務局から説明をお願いします。

鈴木分科会長：地域支援事業費が新たに加わり，3年間総額で5億3,600万円ほど計上してあります。その他に保険料が上がる要因としては，65歳以上の方の負担割合が1%上がって19%になると，標準給付費見込み額の3年間の合計が約219億円ですから，約2億1,900万円が加わるということになります。このような要因から，保険料が上がるということになります。

笠原委員：保険料をいくりにするかという論議ですが，健全経営ということであれば，やはり1割位の基金は必要ではないかと思えます。事務局からは半分くらい残してほしいという話がありましたが，皆さんから頂いたものを基金として先延ばしするというだけの話でそれはそれでいいと思えます。

しかし，今回の場合は，急激になぜ上がるのかということを経民の方々が疑問に思うという問題があります。介護予防が入ってきて，なぜ3割も保険料が上がってしまうのかということについて疑問が生じるはずですが，現実としては，これまで議論してきたように，制度の中で変更があったことなどにより，このような急激に上昇した数字が出てきたのだと思えます。それは致し方ないのかもしれませんが，努力できる問題ということでは，先ほどの収納率の件もそうですが，介護予防にどう取り組んでいくかということが挙げられると思えます。要介護状態にならないためにどうするかということですから，それぞれの市町村の努力の仕方によって結果に違いが出てくると思えます。

ですから，私は介護に行く方をいかに少なくするかということを経民の方々の大崎市の努力目標とし，やはり基金の取り崩し額をなるべく多くする方がよいと思えます。収納率と介護予防に努力をするという意味から，できるだけ保険料を上げないという選択肢もあるのではないかと思えます。

具体的に数字を挙げるとすれば，資料にある3,100円，それ以下で提示することはできないかと思えます。なぜなら，これまで議論してきましたので，ここで計算できないような基礎的な部分を除いて考えなければならないからです。最低でも1億円くらいは残すということも加味して，3,200円くらいまで下げただけであればと思えます。新市の中で基金をいかに増やしていくかはこれからの問題ではないかと思えます。

佐藤昭一委員長：1億円ほど基金を残し，3,200円くらいでどうかということでした。

熊谷委員：今回，あまりにも保険料を低く抑えると，3年後のはね返りがあるのではないかと考えられるので，3,300円から3,400円くらいがいいのではないかと私は考えています。

佐藤昭一委員長：具体的な数字で3,300円から3,400円くらいということでした。できるだけ保険料を上げないに越したことはないというお互いの共通の認識の上で，やはり経営的に安定した運営をするためにということを含めての検討になるのだと思えます。

参考までに，もし合併しなかった場合の各町のおおよその保険料がどれくらいになるかお聞きしてよろしいですか。合併するから大幅に上げなければならないということではなく，各町の高齢化率や利用者もそれぞれですが独自にやってもやはり保険料は上げなければならないかと思えます。基金の72%は古川市からであり，その古川市の住民感情もあるという意見が先ほど野村委員から出されましたし，難しい調整をしなければならない面があるようです。

それも踏まえ，もし言えるのであればという前提になりますが，合併しなければだいたいこれくらいと試算している結果があれば，それを参考にしたいと思うのですが，いかがですか。

石ヶ森部会長：事務局としては，大崎市としての保険料を決めていただきたいと考えています。委員長が言われたのは，地元での住民に対する説明責任としてということだろうと思えます。ですから，事務局側から合併しない場合の保険料はこれくらいになるということをご勘弁いただきたいと思えます。

笠原委員：古川市が現在3,000円でそれが自然増で200円上がります。古川市からすると最低でも200円は上げざるを得ないということになります。やはり，古川市が人口的に約過半数ですから，3,000円を基準にして考えていかなければならないと思えます。町では，保険料が安いところもありますが，人口的には少ないですし，その人口の割合からすると上がっ

ても止むを得ないのかなと思います。ですから、市町ごとにとということになると余計難しくなるので、むしろ全体で考えた方がよいと思います。町対町、あるいは町対市の対立のような話にはしない方がよいと思います。

佐藤昭一委員長：参考までにもし言えればということでしたが、事務局からは言えないということでした。あくまで大崎市の保険料を定めるということで、まさにその通りだと思います。今、笠原委員がおっしゃったようなところで考えたいと思います。負担が18%から19%になって、それだけでも200円アップ、それに加え今回も利用者は増えている状況にあり、また、地域密着型サービスも加わります。ですから、200円アップしただけでは足りず、さらに保険料をプラスしなければならない状況です。

先ほどからの意見をまとめると、3,000円から3,100円の間、あるいは3,100円以内、3,300円から3,400円の間などでした。また、事務局の方から、安全率等を考えた場合、半分くらいは残していただきたいという考えも示されています。それらも含め、今回は大幅なアップにならないようにし、第4期の保険料でみればいいのではないかという意見もありました。もう少し皆さんの方から意見を出していただきたいと思います。

関委員：給付の見込みまでは皆さん承認したわけですから、これから介護保険を運営するにあたり、最も安い保険料として事務局ではどの程度を考えているのか、数字を出していただければと思います。

石ヶ森部会長：基金として6億6,000万円ほどありますが、いろいろなことを考慮し、1か月6億円ほどかかることから、その半分くらいを残しておけば何かの時の不測の事態には対応できるかと事務局側では思っています。この程度の回答でご勘弁いただければと思います。

佐藤昭一委員長：国民健康保険にも基金があります。これには、1か月分相当を持っていないといけないという指導、指示があります。不測の事態に備えるためです。介護保険においても備えはしておかなければなりません、国民健康保険のような大きな変動は考えにくいということでした。

しかし、健全運営を考えた場合、1市6町それぞれから大崎市1つになるということで、不確定な要素もあります。さらに新しい制度も加わり、その見込んだ数値についても不確定な要素と言えますから、やってみなければ給付額は確定できないという部分はどうしてもあるかと思えます。そういう部分を加味すると、基金がゼロの状態でも、もし3年後に借金して介護保険を運営するような事態を招けば、私達の責任と言えます。多大なる迷惑をかける、運営に支障をきたすということにもなりかねません。

したがって一定程度の基金はどうしても持ってなければなりません。持っている基金については、この3年間の大崎市としての実績を踏まえた次の第4期の計画の中で保険料を再度定めるときに、それを取り崩すという考え方でもいいのではないのでしょうか。そういった将来の見通しも含めて保険料を考える必要もあるかと思えます。

しかし、それぞれの町には現在の保険料があるわけですが、その比較からすると大幅にアップしてしまうため、住民の皆さんから疑問が出される怖れは確かにあります。

菅股委員：今回、さまざまな種類の事業が入ってきましたが、国としては給付費用を抑えたいということから、こういう手法をとっているのだと思います。しかし、その要支援の方々に対する給付の数字は決して小さいものではありません。今回の給付費はそういった部分を加味して積算されていることと思えますが、そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

佐藤昭一委員長：積算のところについてご質問がありました。

鈴木分科会長：介護予防に関してですが、今の要支援の方が要支援1になり、要介護1の方の一部が要支援2になることにより介護予防サービスに入りますが、これらを見込んでいいのかということがご質問だろうと思います。また、介護報酬の関係も含めると、今回は在宅部分で1%減ということになりました。積算としては、それらを見込んでの数字を計上しています。

佐藤昭一委員長：保険料についてそれぞれ意見が出されましたが、そろそろ集約をしていきたいと

思います。先ほどから出された意見を踏まえて、もう一度皆さんの方から意見を出していただきたいと思います。

只野委員：先ほども申しあげましたが、合併によって保険料が上がるというわけではなく、たまたま合併の年度と時期が重なったということだと思います。基金を半分くらい残しておきたいという事務局の意向ですが、なるべく介護保険の世話にならないように努力するという考えも含めて、できるだけ介護保険料のアップは抑えていただきたいと思います。具体的には、50円などの半端な数字でない、事務局案の少し下くらいでいかがかと思います。

佐藤昭一委員長：皆さんからいろいろなご意見を出していただきましたので、正副委員長と事務局で相談をさせていただいてよろしいでしょうか。それで数字をお示しして皆さんに協議していただくということによろしいでしょうか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：それでは、お時間を10分ほどいただきたいと思います。これより休憩とし、再開は12時5分といたします。

(休憩)

佐藤昭一委員長：皆さんのご意見を踏まえ、正副委員長と事務局で協議をさせていただきました。結論から申しあげますと、保険料は3,300円にしたいというのが、正副委員長および事務局で協議した結果となります。今現在の1市6町の保険料も基金を取り崩しながら運営していることですし、一概にこの金額ではないと思います。しかし、住民の皆さんは今の保険料金額との比較の中で捉えることであろうから、それを含めて大幅なアップはできるだけ避けたいという思いがあります。

また、18%から19%へと1号被保険者の負担割合が上がるということで、普通に考えても200円アップしてしまうこととなります。さらに一番大きいのは、介護保険が浸透して利用者が増えているということで、総給付費もスタートした平成12年度以降、右肩上がりの傾向にありますし、予防を実施したとしてもそれは必至であろうと思います。

加えて、法改正において新たなサービスも加わり、第3章には見込み量として計上してありますが、不確定要素を多く含むということ、また1市6町が大崎市として一緒になって運営をすることになりますから、1つになった場合の不確定要素を含みます。ですから、ある程度の不測の事態も加味しなければならず、基金を半分ほど残したいという事務局の意向もありましたが、そこに皆さんのご意見を踏まえ、できる限り基金を取り崩して、3,300円という数字になりました。

なお、第3期の介護保険の運営ということになりますが、合併に伴う新たな枠組みの運営、新たな制度が加わるということになります。大崎市としての枠組みの介護保険の運営を3年間行った上で、次回の第4期において、その時の基金残高や利用者の動向を踏まえて、もう1度考えればよいと思います。今回あまりにも保険料を下げて基金が底をつけば、次回の第4期には急激に保険料が上がるということを余儀なくされる怖れもあります。

スタート時の予想できない部分も考慮しつつ、また今回は今の保険料を大幅に引き上げないということを加味して、正副委員長および事務局の中では3,300円という数字を皆さまにご提示させていただきたいと思います。これに対して、改めて皆さんからご意見を出していただきたいと思います。

高橋委員：委員長のご説明は、理解した次第です。3,300円は非常に良い数字だと思います。全国的にも介護や利用についてはさまざまな問題が報じられており、その問題がまさに当委員会でも本日取り上げられたのだと思います。私自身は当初3,400円くらいと考えていましたが、皆様のご意見を聞き、議論も踏まえ、100円下がったの3,300円は正に良い数字だと思います。

佐藤昭一委員長：他にありませんでしょうか。

全 員：なし。

佐藤昭一委員長：それでは全員一致で、この小委員会の結論としては3,300円ということで決めて

よろしいでしょうか。

全 員 :了

佐藤昭一委員長：それでは3,300円ということで決定をいたします。1月28日の合併協議会では、私の方から説明させていただきます。それを協議会の方で議論し、最終決定はその場ということになると思いますが、その旨改めて了解いただきたいと思います。それでは第4章については以上でよろしいでしょうか。

全 員 :了

佐藤昭一委員長：それでは、第4章は以上で終わります。第5章から第7章については、説明をいただきますが、協議については次回ということでもよろしいでしょうか。

全 員 :了

佐藤昭一委員長：それでは第5章から7章までについて、まとめて事務局から説明をしていただきます。

(伊藤副分科会長：資料に基づき第3章の4及び第5章を説明。)

(鈴木分科会長：資料に基づき第6章及び第7章を説明。)

佐藤昭一委員長：ありがとうございました。私の方で見落とししていた第3章の追加部分の4、地域支援事業と地域包括支援センターについてもご説明いただきました。協議は次回に持ち越すということですので、事前配布ということで今説明のあったところについて協議していただき、次回この件については確認をしたいと思います。よろしいでしょうか。

中鉢委員：介護給付部分の介護予防サービスや地域支援事業の中の介護予防事業など、非常に紛らわしいことが多いと思います。このように箇条書きで書くだけでなく、もっとビジュアル的で、全容の分かる説明資料をぜひ作っていただきたいと思います。

佐藤昭一委員長：紛らわしい事業はたくさん入りましたので、どういう区分けになっているのか、具体的に示していただければ良いと思います。それでは、協議については次回でよろしいでしょうか。

全 員 :了

佐藤昭一委員長：協議は次回ということを確認をいたします。先ほど保険料を確認しましたが、段階別のすべての保険料が変わりますので、その資料を今配布させていただきます。先ほどは第4段階の本人が住民税非課税の保険料について確認しましたが、その保険料が3,300円ということになります。それに伴って、25%、あるいは50%を減額または増額ということになりますので、6段階まで自動的に1,650円から4,950円の保険料が決まってくるということになります。よろしいでしょうか。

全 員 :了

佐藤昭一委員長：それでは協議事項の2番目の次回の会議の開催に入りたいと思います。今日の冒頭にあったアンケートの扱い、また、今提案のあった未整理のところを含め、3章の残りの部分や5章からの内容について協議するために次回の会議を開かなければなりません。日程について次長の方から説明をお願いいたします。

(千葉次長、次回の日程を説明。全体の会議は4回であったが、予備会1回として5回目を開催する。第5回の委員会の開催は、2月19日の日曜、午前10時より、第3回の小委員会と同様に昼休みを挟み午後からも引き続き協議をする。会場は未定だが古川合同庁舎の大会議室を予定している。)

佐藤昭一委員長：次回の第5回が最後の小委員会と考え、今までの未整理の部分や今日新たに提案した内容についての協議となります。2月19日の日曜日の午前10時から開催し、昼食を挟んで午後まで協議をしたいと考えています。よろしいでしょうか。

全 員 :了

佐藤昭一委員長：それでは、次回は2月19日、午前10時から開催します。場所は未定ですが、おそらくここになる予定です。その他については何かありますか。

全 員 : なし。

佐藤昭一委員長：それでは，以上で第4回の小委員会の協議事項は終わります。議事進行に関する皆様のご協力に感謝を申し上げます。

4 閉会のあいさつ（寺崎副委員長）

寺澤副委員長：皆さん長時間ありがとうございました。皆さんからのいいご意見や厳しいご意見など，すべて取りまとめた計画になると思います。今日の協議事項であった第4章の介護保険料，それが最大の難関であったのではないかと思います。新しい市の高齢者の保健福祉，介護保険事業計画として立派なものができあがるという感じがしています。

皆さんご存知の通り，10年くらいを境に，旧加美郡や遠田郡の町とも合併した大崎市にという構想もあるようです。そうすると，そのときには21万人の都市になっているのではないかと思います，そのときにも通ずるような，保健福祉計画，介護保険事業計画ができあがっていくのではないかと考えています。

委員の皆さんには，これからも最後の仕上げに向かってご協力いただき，また，事務がたの皆さんにも一層のご奮闘をお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

5 閉会